

住宅ガイド2004

協働により実現する、

安心・快適に

住み続けられる住まいづくり

平成16年4月

狛江市

はじめに

狛江市では、平成13年度に市民参加により住宅マスタープラン及び地域高齢者住宅計画の見直しを実施しました。その中で今後もさらなる「市民参加」と「協働」による住宅施策を推進して行くことが必要であると位置づけされています。そこで施策の一環として、市民の皆様幅広く市の住宅支援策等について情報を提供するためにこの『住宅ガイド 2004』を作成しました。今後さらに分譲マンション等についても検討の必要が迫ってきていることなど、様々な住宅問題に対応できるよう施策の充実を図るとともに、この冊子が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

この『住宅ガイド 2004』は住宅担当窓口にお問い合わせが多いものを掲載しました。詳細については各関係機関に事前に問い合わせください。なお、記載された情報は、平成16年4月現在のものです。

目 次

住宅を建築・購入される方へ

住宅資金の融資

- 狛江市
- 1 住宅資金融資あっせん(利子補給) 1
- 住宅金融公庫
- 1 住宅金融公庫の融資 2

住宅等の相談

- 狛江市
- 1 市の無料相談 2
 - 2 建築プランは都市計画を調べて 4
- 東京都
- 1 東京都不動産相談 4
- 他の機関
- 1 電気・水道・ガスの相談 5
- 3 都市計画に関する相談 4
 - 4 市道に関する相談 4
 - 2 不動産取引の紛争相談 5

住宅の維持・管理のために

住宅資金等の公的融資・助成

- 狛江市
- 1 住宅資金融資あっせん(利子補給) 6
 - 2 生垣等設置補助事業 6
 - 3 雨水浸透ます設置助成事業 7
- 東京都
- 1 マンション改良工事の助成 7
- 住宅金融公庫
- 1 住宅金融公庫の融資 8
 - 2 住宅金融公庫の融資の返済でお困りの方 9
 - 3 「マンションすまい・る債」積立制度のご案内 9

住宅等の相談

粕江市			
1	市の無料相談	9	
東京都			
1	分譲マンション専門相談	1 0	2 建築物の耐震診断の相談 1 0
その他			
1	住宅リフォームのトラブル相談	1 1	3 分譲マンション管理アドバイザー制度 1 2
2	住宅リフォーム情報サービス「リフォネット」	1 1	4 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度 1 2

住宅改修・改善

介護保険の要介護認定を受けた方等に			
1	住宅改修費の給付	1 3	3 住宅改修指導事業 1 4
2	高齢者自立支援住宅改修費給付事業	1 3	4 住宅融資あっせん延床面積の優遇 1 4
障害者の方に			
1	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	1 5	2 住宅融資あっせん利率の優遇 1 6
その他			
1	住宅の簡単な修繕	1 6	

賃貸住宅をお探しの方へ

公的賃貸住宅

公的賃貸住宅のあらまし			
1	高齢者住宅（市営）	1 7	4 公社住宅 2 0
2	都営住宅	1 8	5 U R 賃貸住宅（旧公団住宅） 2 1
3	都民住宅	1 9	

公的賃貸住宅位置図	2 2
-----------	-----

高齢者・障害者・ひとり親世帯等で住宅に困っている方のため の制度

高齢者の方に				
1	高齢者住宅（市営）	2 3	5 居住安定支援事業	2 4
2	都営住宅	2 3	6 高齢者等世帯向け民間賃貸住	
3	都民住宅	2 3	宅登録事業	2 4
4	UR賃貸住宅（旧公団住宅）	2 4	7 高齢者のための入居支援事業	2 5
心身障害者世帯の方に				
1	都営住宅	2 5	3 UR賃貸住宅（旧公団住宅）	2 6
2	都民住宅	2 6	4 居住安定支援事業	2 6
ひとり親世帯の方に				
1	都営住宅	2 6	2 居住安定支援事業	2 7
単身者の方に				
1	都営住宅	2 7	3 UR賃貸住宅（旧公団住宅）	2 7
2	公社住宅	2 7		

賃貸住宅経営者の方へ

住宅資金の助成

東京都		
1	賃貸住宅改良工事助成	2 8

住宅等の相談

狛江市				
1	市の無料相談	2 8		
東京都				
1	東京都不動産相談	2 8	2 不動産取引の紛争相談	2 8

住宅にかかわる閲覧・届出など

閲覧				
1	地価の閲覧	2 9	3 相続路線価図の閲覧	2 9
2	登記簿の閲覧・謄・抄本の請求	2 9	4 建築計画概要書	2 9

届出・協議				
1	土地の売買の届出	3 0	4 まちづくり条例に基づく手続	3 1
2	道路位置指定の届出	3 0	5 農地転用の届出	3 1
3	住居番号付定の届出	3 0		
建築確認申請・建物に関する指導など				
1	建築確認申請	3 1		
税金				
1	住宅の購入や新築にかかる税金	3 2		

狛江市を管轄する各事務所案内図

東京法務局府中支局	3 3	多摩建築指導事務所 府中	
武蔵府中税務署	3 3	庁舎別館	3 5
府中都税事務所 府中合同庁舎内	3 4	狛江市水道課	3 5
多摩建築指導事務所 立川			
庁舎別館	3 4		

住宅を建築・購入される方へ

住宅資金の融資

狛江市（新築・増改築する場合）

1 住宅資金融資あっ旋（利子補給）

住宅の新築・増改築をする場合、資金の調達が困難な方に金融機関を通じ資金の融資をあっ旋するもので、市が融資のあっ旋を受けた方の負担の軽減を図るため、利子補給するものです。

対象となる住宅

- (1) 市内にあって自己又は親族が所有していること。
- (2) 居住の用に供する部分の延床面積が 120 m²以下であること。ただし次の場合は 150 m²以下とします。
同居親族が 5 人以上の場合
同居親族が 3 人以上で 60 歳以上又は身障者の方を含む場合
- (3) 建築基準法に適合していること。
- (4) 併用部分（事業に使っている部分）が家屋の延べ床面積の 2 分に 1 以下であること。
- (5) 共有部分は所有者の承諾が得られた場合に対象となります。

申込資格

- (1) 市内に引き続き 2 年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 前年の所得が 800 万円以下であること。
- (3) 償還及びこれに係る利子の支払能力があること。
- (4) 工事費用の 100 分の 20 を超える自己資金を有すること。
- (5) 20 歳以上で償還完了時に 70 歳以下であること。
- (6) 連帯保証人を有すること。
- (7) 市税を完納していること。
- (8) 住宅の工事が着工前であること。

融資の限度額

あっ旋額は、10 万円以上 500 万円まで（ただし、工事費の 80% 以内）

利率

年 2.0% (このうち 0.5% を市が利子補給)

次の場合は 0.6% 利子補給

心身障害者のために行う工事

樹木(生け垣)が主体である外柵工事

返済方法

10年以内の割賦返済。

利子補給を受けようとする場合は、工事を始める前にご相談ください。
問い合わせ先

市役所 2階 産業生活課生活住宅係

3430-1111 内線 2224・2226

住宅金融公庫(建築・購入する場合)

1 住宅金融公庫の融資

住宅金融公庫の融資は、国の資金を財源とする公的資金です。ご本人とその家族がお住まいになる住宅の建設・購入に必要な資金を低利、長期で受けられます。

問い合わせ先

住宅金融公庫住情報相談センター

5800-8000(文京区後楽1-4-10)

住宅等の相談

狛江市

1 市の無料相談

住まいに関わる様々な問題について、専門家が無料で相談に応じます。

法律相談

毎週月・木曜日 午前9時～正午

弁護士 1週間前より電話予約制

登記相談

毎月第2月曜日 午後1時～4時

司法書士 当日午後1時から受付
(2名以上順番抽選)

登記相談（夜間相談）

毎月第4月曜日 午後6時～8時
司法書士 事前予約制

土地家屋調査士測量表示登記相談

毎月第4木曜日 午後1時～4時
家屋調査士 当日午後1時から受付
（2名以上順番抽選）

不動産取引相談

毎月第1木曜日 午後1時～4時
宅建主任 当日午後1時から受付
（2名以上順番抽選）

住宅相談

毎月第2水曜日 午後1時～4時
一級建築士 事前電話予約制

相談を受ける前に

相談時間が限られますので、相談したい内容について問題点をまとめておいてください。また、相談する資料がありますと、より詳しいアドバイスを受けることができます。

場所

第1市民相談室

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

消費生活相談

毎週月～金曜日 午前10時～午後4時
消費生活相談員 当日午前10時から3時まで受付
（電話での相談も受け付けます。）

場所

消費生活相談コーナー

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2229

2 建築プランは都市計画を調べて

都市計画道路、都市計画公園、用途地域、高度地区、地区計画等の指定区域の制限を知らずに土地の購入や家を建築しようとして、不利益を受ける例があります。

市では図面を備えて相談に応じています。

問い合わせ先

市役所 5 階 計画課都市計画係
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 5 4 4

3 都市計画に関する相談

都市計画に係る関係資料の閲覧・意見等の申出・計画内容等について、ご相談ください。

問い合わせ先

市役所 5 階 計画課都市計画係
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 5 4 4

4 市道に関する相談

市道の幅員については、管理係、市道と民地との境界については、測量係が相談に応じています。

問い合わせ先

市役所 5 階 管理課窓口へ直接おいでください。
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 5 1 1 ・ 2 5 1 3

東京都

1 東京都不動産相談

不動産業者との取引に関する相談や、宅地建物取引業者名簿の閲覧ができます。

問い合わせ先

都市整備局住宅政策推進部不動産課（面談相談）

新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第 2 庁舎 3 階

5 3 2 0 - 5 0 7 1（直通）

窓口受付時間（土、日、祝日及び年末年始を除く）

9：00～11：00、13：00～16：00

（名簿の閲覧は書庫整理のため、水曜日は午前からのみの受付です。）

2 不動産取引の紛争相談

不動産業者が関与する不動産取引紛争の民事上の法律相談
問い合わせ先

不動産取引特別相談室（予約相談）

新宿区西新宿 2 - 8 - 1 都庁第 2 庁舎 3 階
5 3 2 0 - 5 0 1 5（直通）

相談日時 月曜から金曜の 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

予約受付 相談日の 1 週間前から（閉庁日は繰り下げ）

土、日、祝日及び年末年始を除く

他の機関

1 電気・水道・ガスの相談

引越しなどの際、電気・水道・ガスについてのご相談は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

- 電気
東京電力多摩カスタマーセンター
0 1 2 0 - 9 9 5 6 6 2
- 水道
狛江市水道課
3 4 8 0 - 0 2 0 1
- ガス
東京ガスお客さまセンター
3 4 2 6 - 1 1 1 1

住宅の維持・管理のために

住宅資金等の公的融資・助成

狛江市

1 住宅資金融資あっ旋（利子補給）

住宅の増改築・修繕をする場合、資金の調達が困難な方に金融機関を通じ資金の融資を斡旋するもので、市が融資のあっ旋を受けた方の負担の軽減を図るため、利子補給するものです。

（詳しくは、1ページの住宅資金融資あっ旋の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

市役所 2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線 2224・2226

2 生垣等設置補助事業

生垣の設置者（既存ブロック塀等を撤去して生垣に改造するものを含む。）に対し、造成に必要な経費の一部を補助します。

対象

- （1）市内において新たに生垣を設置するもの。
- （2）生垣用樹木の高さがおおむね1メートル以上であること。
- （3）生垣の総延長が3メートル以上であること。
- （4）道路に面し、道路幅員が4メートル以上確保できること。

補助金の交付額

- （1）生垣の新設費用1メートル当たり8,000円。
（補助対象延長は30メートルを限度とします。）
- （2）既存ブロック塀等の撤去費用1メートル当たり5,000円。
（補助対象延長は30メートルを限度とします。）

補助を受けようとする場合は、工事を始める前にご相談ください。

問い合わせ先

市役所 5階 環境改善課水と緑の係

3430 - 1111 内線 2522・2529

3 雨水浸透ます設置助成事業

個人住宅等の屋根雨水浸透ますを設置する費用を助成します。

対象者

浸透ますを設置する家屋の所有者とする。ただし、狛江市まちづくり条例の適用を受ける事業者は除く。

助成金の交付額

浸透ます一基につき 44,000 円を限度とする。ただし、対象となる一戸当りの設置は、4 基までとする。

助成を受けようとする場合は、工事を始める前にご相談ください。

問い合わせ先

市役所 5 階 環境改善課下水道係
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 5 2 3 ・ 2 5 2 4

東京都

1 マンション改良工事の助成

マンションの外壁等の共用部分を修繕することによって、建物の居住性能の回復を図るだけでなく、共同居住における良好なコミュニティの維持、都市景観の形成を図ることを目的に、分譲マンションの共用部分を修繕、改修（リフォーム）するマンション管理組合が財団法人マンション管理センターの債務保証を得て住宅金融公庫の融資を受ける場合、東京都は住宅金融公庫の融資金を対象に利子補給します。

申込資格

- (1) 都内に所在する耐火構造の分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 住宅金融公庫の「マンションの共用部分リフォームローン」による融資を受けること。
- (3) 財団法人マンション管理センターの債務保証を受けること。
- (4) 長期修繕規約に関する管理規約の写しを用意すること。
- (5) 長期修繕計画書を用意すること。

利子補給

- (1) 利子補給の対象額は、管理組合が住宅金融公庫から融資を受けている額（戸当たり 150 万円）を限度とします。
- (2) 利子補給額は、住宅金融公庫の金利が 1 % 低利になるように都が管理組合に対し利子補給します。

利子補給期間

利子補給期間は、マンション管理組合が、住宅金融公庫の融資を受ける期間とし、7 年間を限度とする。（住宅金融公庫の融資金の残額を全額繰上償還した場合は、利子補給期間は全額の繰上償還を実行した日までとします。）

利子補給を受けようとする場合は、工事を始める前にご相談ください。

問い合わせ先

東京都都市整備局民間住宅課

5 3 2 0 - 5 0 0 4

住宅金融公庫の融資に関する問合せは

住宅金融公庫 東京支店 分譲融資課

5 2 6 1 - 5 9 1 6

財団法人 マンション管理センター

3 2 2 2 - 1 5 1 8

【財団法人 マンション管理センター】

管理組合や管理関係者の良きパートナーとしてマンション管理についての適切な指導、相談、情報提供等の他、総合的な調査研究、関連事業の推進を行うことを目的に設立された財団法人。

住宅金融公庫

1 住宅金融公庫の融資

住宅金融公庫の融資は、国の資金を財源とする公的資金です。ご本人とその家族がお住まいになる住宅の維持・管理するに必要な資金を低利、長期で受けられます。

問い合わせ先

住宅金融公庫住情報相談センター

5 8 0 0 - 8 0 0 0（文京区後楽 1 - 4 - 10）

2 住宅金融公庫の返済でお困りの方へ

住宅金融公庫では、返済でお困りの方に返済方法の変更を提案しています。

問い合わせ先・時間

住宅金融公庫東京支店 返済相談室

平日 9:00～19:30

5261-8921

3 「マンションすまい・る債」積立制度のご案内

マンション管理組合が住宅金融公庫の発行する債券(利付き10年債)を修繕積立金で定期的に継続購入することにより、大規模修繕に必要な資金の計画的な積立をサポートするものです。

問い合わせ先・時間

住宅金融公庫住宅債券募集センター

営業時間 9:00～17:00

(土・日曜日、祝日及び年末年始は休業)

5800-9458

住宅等の相談

狛江市

1 市の無料相談

住まいに関わる様々な問題について、専門家が無料で相談に応じます。
(詳しくは、2ページ市の無料相談の欄をご覧ください。)

東京都

1 分譲マンション専門相談

管理組合の自主的な解決の促進や特に専門的な相談の解決を図るため、市の相談体制の補完として相談に応じます。

相談日

弁護士相談 不定期 月3～4回程度

建築士相談 定期 第3火曜日

受付方法

市で受付、市が東京都住宅局民間住宅部民間計画課分譲マンション担当へ申込、完全予約制。

相談時間

13:00～16:00(1件あたり20分)

利用上の注意、締め切りは3日前(土・日を除く)までです。

問い合わせ先

産業生活課生活住宅係

3430-1111 内2224・2226

2 建築物の耐震診断の相談

耐震診断は誰でも出来るというものではありません。専門的な知識と経験が必要です。現在窓口になっているのは次の4つの機関です。

問い合わせ先

東京都都市整備局市街地建築部建築防災係

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎3階

5321-1111(内)30-645

Fax5388-1356

(社)東京都建築士事務所協会

東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館6階

5401-1261 Fax5401-1571

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター
東京都渋谷区渋谷1-15-9 美竹ビル
5466-2001 Fax5466-2183

(財)日本建築防災協会
東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル
5512-6451 Fax5512-6455

その他

1 住宅リフォームのトラブル相談

一部の悪質事業者による訪問販売のトラブルが目立っています、ご注意ください。
住宅リフォームは信頼のおける事業者に依頼しましょう。おかしいと思ったらすぐ契約せず、信頼できる機関に相談しましょう。

受付時間 10:00～12:00
13:00～17:00
(土・日、祝日を除く)

問い合わせ先

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(電話による無料相談) 3556-5147(相談専用)

2 住宅リフォーム情報サービス「リフォネット」

○ 我が家のリフォーム、自分の眼で、耳で、確かな事業者を選びたい。リフォネットなら、リフォーム事業者の公的情報をご自宅のインターネットで気軽に活用できます。

<http://www.refonet.jp/>

○ リフォネット相談センター相談窓口
リフォネット登録事業者と消費者が工事登録をされた工事に関する相談窓口です。

無料電話相談窓口 3556-5147

受付時間 10:00～17:00
(土・日、祝日除く)

問い合わせ先

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
3261-4567

3 分譲マンション管理アドバイザー制度

管理組合等の皆さんの自主的な取り組みを支援するため、分譲マンションの維持・管理について広範な知識と経験を有する管理アドバイザーが、皆さんの分譲マンションに訪問し、情報提供やアドバイスを行うことを目的としています。

管理アドバイザー制度のご利用は有料です。

- ・ 講座 1回2時間 13,650円
- ・ 相談 1回2時間 21,000円

利用方法

- ・ 市の相談窓口等に申し込んでください
- ・ 管理アドバイザーがみなさんに連絡をした後に訪問します

問い合わせ先

産業生活課生活住宅係

3430-1111 内線2224・2226

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター

5466-2103

4 分譲マンション建替え・改修アドバイザー制度

マンションの老朽化が気になってきた管理組合等の皆様へ

- ・ 改修するにはどんなことを検討すればいいのか
- ・ 建替えて管理組合はどうすればいいのか
- ・ 住民の勉強会をやりたいけれど、講師をどうしようか

そんなときにご利用ください。

Aコース 入門編 講座

建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援などについてアドバイスします。

(申込できる方) 区分所有者又は管理組合(理事長名でお申込み下さい)

Bコース 検討書の作成 個別相談

建替えか改修かの比較検討ができるように、当該マンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書(簡易な平面図や立面図など、費用概算など)を作成して説明します。

(申込できる方) 管理組合(理事長名でお申込み下さい)

コースによってそれぞれ派遣料がかかります。

申込み先

市相談窓口 産業生活課生活住宅係
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内 2 2 2 4 ・ 2 2 2 6
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター
5 4 6 6 - 2 1 0 3

住宅改修・改善

介護保険の要介護認定を受けた方等に

1 住宅改修費の給付

介護保険の要介護認定を受けた要支援・要介護の方で、介護に必要な住宅改修をする場合（手すりの取り付け、床段差の解消など）住宅改修費の支給があります。

状況により受給者負担があります。

事前に必ずご相談ください。

問い合わせ先

市役所 2 階 高齢福祉課介護福祉係
3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 3 4

2 高齢者自立支援住宅改修費給付事業

住宅をバリアフリー化するための改修費を給付します。予防改修と設備改修があります。

状況により受給者負担があります。

事前に必ずご相談ください。

対象者

- 予防改修： 65 歳以上で介護保険の認定で自立と判定され、日常生活を営むうえで、常時注意を要する方。
- 設備改修： 65 歳以上で介護保険の認定で、自立・要支援・要介護と判定され、日常生活を営むうえで、常時注意を要する方。

事業内容

予防改修： 手すりの取り付け、段差の解消、床・通路面の変更、扉の取り替え、便器の取り替えに対して200,000円まで支給します。

設備改修： 浴槽取り替え
379,000円まで給付します。
流し又は洗面台の取替え
156,000円まで給付します。
便器の取替え
106,000円まで支給します。

申請方法

事前（工事前）に、申請書に理由書、工事計画書、図面（施工前・施工後）、見積書を添えて窓口に申請してください。

給付対象者にとって必要な改修は何かを確認させていただきます。

申請受付窓口・問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

3 住宅改修指導事業

高齢者の居住する住宅改修に際し、保健師、理学療法士、作業療法士、建築士等を派遣し、居住する住宅で社会生活を営むうえで、支障がないよう住宅改修に関する専門的な助言・指導等を行います。

対象者

介護保険の住宅改修事業及び狛江市高齢者自立支援住宅改修費給付事業に該当する高齢者。

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

4 住宅融資あっ旋延床面積の優遇

狛江市「住宅資金融資あっ旋」の延床面積が増加される場合があります。（詳しくは、1ページ住宅資金融資あっ旋の欄をごらんください。）

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

障害者の方に

1 重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業

重度身体障害者（児）に対し、日常生活の利便を図ることを目的として、居住する家屋の玄関等の住宅設備改善に要する費用を給付します。

事前に必ずご相談ください。

種 目	対 象 者			基 準 額
	年 齢	下肢又は体幹	内部障害者	
小規模改修	学齢児以上 65歳未満	3級以上	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（ただし、特殊便器への取り替えは上肢障害2級以上）	200千円
中規模改修	同上	2級以上	補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	741千円
屋内移動設備	学齢児以上	1級 （歩行ができない状態・上肢・下肢又は体幹含む）	同上	機器本体 1079千円 設置費 453千円
中規模改修は基準額741千円を給付し、更に改修規模が基準額を超える部分に対しては1/2を給付する。ただし、100千円を限度として千円未満は切り捨てる。				

問い合わせ先

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

2 住宅融資あっ旋利率の優遇

狛江市「住宅資金融資あっ旋」の利子補給の利率及び延床面積が優遇される場合があります。

(詳しくは、1ページ住宅資金融資あっ旋の欄をごらんください。)

問い合わせ先

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 4 ・ 2 2 2 6

その他

1 住宅の簡単な修繕(有料)

大工仕事、簡単な電気工事、障子・襖・網戸の張り替えなど経験豊かな会員がお手伝いいたします。

問い合わせ先

(社) 狛江市シルバー人材センター

3 4 8 8 - 6 7 3 5

賃貸住宅をお探しの方へ

公的賃貸住宅

公的賃貸住宅のあらまし

1 高齢者住宅（市営）

高齢者住宅は、住宅に困っている一人暮らし等の高齢者が安心して自立した生活が送れるように配慮された集合住宅（シルバーピア住宅）で、現在市内に3棟、45戸を管理しています。

入居者の募集は、空き家が発生した場合に実施し、「広報こまえ」等を通じてお知らせします。

高齢者住宅名	所在地	戸数
シルバーピアいわど	岩戸北3 - 3 - 7	12戸（単身10戸、世帯2戸）
シルバーピアのがわ	西野川1 - 13 - 5	17戸（単身17戸）
シルバーピアいずみ	中和泉5 - 20 - 20	16戸（単身16戸）

【シルバーピア住宅】

65歳以上の単身者及び2人世帯を対象とする高齢者の安全や利便に配慮した設備が施された住宅。

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

2 都営住宅

都営住宅は、住宅に困っている、収入が一定額以下の方向けの住宅です。

都営住宅の募集期間、申込用紙の配布期間、募集住宅の種類など、新聞紙上に掲載されるほか、「広報東京都」、「広報こまえ」等でお知らせします。

年間募集時期

都公募（都内全域）

募集期間	対象世帯等
5月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅（若年ファミリー向） 若年ファミリー向け
	家族向・単身者向
8月上旬	家族向（ポイント募集）
	単身者向・シルバーピア
11月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅（若年ファミリー向） 若年ファミリー向住宅
2月上旬	家族向（ポイント募集）
	単身者向・シルバーピア

市公募（地元割当）

募集期間	対象世帯等
6月上旬 12月上旬	家族向

【ポイント募集】

抽選によらず、住宅に困っている度合いの高い方を優先にして、申し込み地区ごとにあき家の入居者を登録する方法

【単身者向】

単身者とは、現に同居親族がいない人。募集の対象者は、都内に引き続き3年以上居住している50歳以上の方、または、身体障害者、生活保護受給者の方等

【バリアフリー使用住宅】

住戸内の床段差の解消、浴室、玄関等への手すりの設置等、加齢に伴う身体機能の変化に対応できる構造を備えた住宅

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3 4 9 8 - 8 8 9 4 (都営募集代表)

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 4 ・ 2 2 2 6

3 都民住宅

都民住宅は、家賃の一部を助成することによって、入居者の家賃負担の軽減を図った中堅所得世帯を対象とする住宅で、おおむね都営住宅収入基準を超える方が申し込みいただけます。(一部家賃補助無し住宅あり)

公社直接施行型

東京都住宅供給公社が建設し・管理するもの。

公社借上型

民間の土地所有者が建設した建物を、東京都住宅供給公社が 20 年間借り上げ又は管理受託するもの。

特定優良賃貸住宅

土地所有者等が建設した民間の賃貸住宅を国及び東京都の家賃補助を受けて、原則 20 年間公共賃貸住宅として公社が管理を受託するもの。

東京都施行型

東京都が、自ら建設するもの。

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3 4 0 9 - 4 5 2 2

また、応募に際してはそれぞれの募集パンフレットに記載されている申し込み方法及び申込資格をよくお読みください。

○ 都営住宅と都民住宅の違い

都営住宅とは	所得の低い方で、住宅に困っている方を対象とした賃貸住宅です。 ○ 家族向け(夫婦・家族で入居する場合) ○ 単身者向け(50歳以上の方や身体障害者の方などが対象です)
都民住宅とは	中堅所得者(都営住宅の所得基準を超える方)を対象とした賃貸住宅です。 ○ 家族向け(夫婦・家族で入居する場合) 「都民住宅には単身向けはありません」

○ 都営住宅と都民住宅の所得基準

下の所得基準にあてはまる必要があります。

「給与収入」の欄は家族のうち、収入のある人が1人だけの場合で、その方の収入が給与である場合です。自営の方は「所得金額」の欄をご覧ください。

給与所得者であっても、家族のうち2人以上に収入がある場合は、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の欄の金額を合算した金額で「所得金額」欄をご覧ください。

下表の金額は概算額です。

家族向け

給与収入（年間）		家族数	所得金額（年間）	
都営住宅	都民住宅		都営住宅	都民住宅
0円～415万円	415万円～976万円	2人	0円～278万円	278万円～759万円
0円～462万円	462万円～1,018万円	3人	0円～316万円	316万円～797万円
0円～510万円	510万円～1,058万円	4人	0円～354万円	354万円～835万円
0円～557万円	557万円～1,098万円	5人	0円～392万円	392万円～873万円
0円～606万円	606万円～1,138万円	6人	0円～430万円	430万円～911万円

単身者向け

給与収入（年間）		家族数	所得金額（年間）	
都営住宅	都民住宅		都営住宅	都民住宅
0円～469万円	単身はありません	1人	0円～321万円	単身はありません

50歳以上の方、身体障害者の方のための優遇の所得基準を示します。

4 公社住宅

一定額以上の継続的な収入がある方で、同居親族のいる2人以上の一般世帯向け住宅です。（単身者が申込できる住宅もあります。）

募集期間等に関する問い合わせは下記へ

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3409-2244

（渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階）

5 UR賃貸住宅（旧公団住宅）

一定額以上の継続的な収入がある方で、同居親族のいる2人以上の一般世帯向け住宅です。（単身者が申込できる住宅もあります。）

募集期間等に関する問い合わせは下記へ

問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構（募集販売本部）

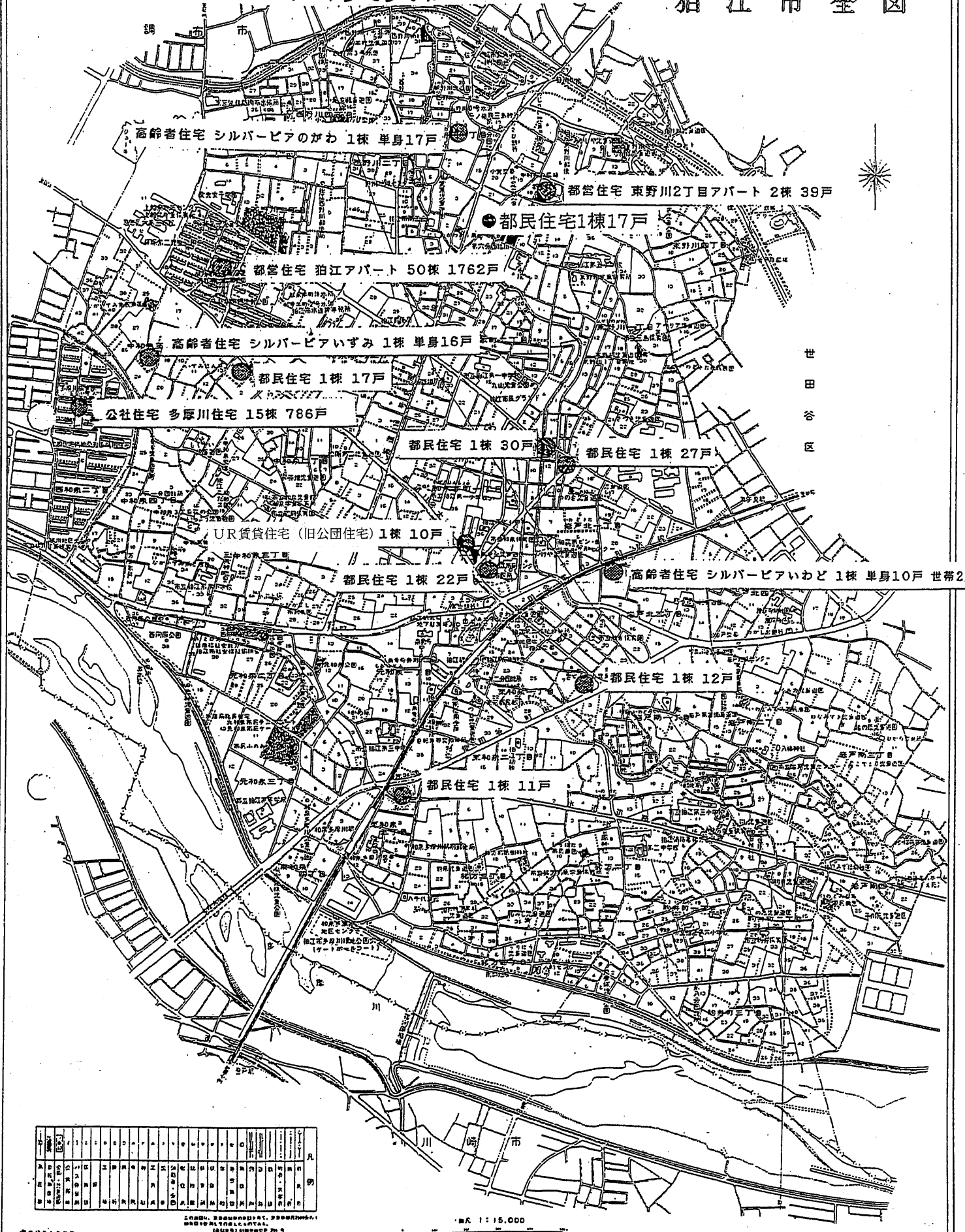
UR賃貸募集案内係

3347 - 4375

（新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー）

公的賃貸住宅位置図

狛江市全図



高齢者住宅 シルバーピアのかわ 1棟 単身17戸

都営住宅 東野川2丁目アパート 2棟 39戸

都民住宅1棟17戸

都営住宅 狛江アパート 50棟 1762戸

高齢者住宅 シルバーピアいすみ 1棟 単身16戸

都民住宅 1棟 17戸

公社住宅 多摩川住宅 15棟 786戸

都民住宅 1棟 30戸

都民住宅 1棟 27戸

UR賃貸住宅 (旧公団住宅) 1棟 10戸

都民住宅 1棟 22戸

高齢者住宅 シルバーピアいわど 1棟 単身10戸 世帯2戸

都民住宅 1棟 12戸

都民住宅 1棟 11戸

区	町	丁目	番	号	名称	戸数	備考
1	1	1	1	1	都民住宅	17	
1	1	1	2	1	都民住宅	17	
1	1	1	3	1	都民住宅	17	
1	1	1	4	1	都民住宅	17	
1	1	1	5	1	都民住宅	17	
1	1	1	6	1	都民住宅	17	
1	1	1	7	1	都民住宅	17	
1	1	1	8	1	都民住宅	17	
1	1	1	9	1	都民住宅	17	
1	1	1	10	1	都民住宅	17	
1	1	1	11	1	都民住宅	17	
1	1	1	12	1	都民住宅	17	
1	1	1	13	1	都民住宅	17	
1	1	1	14	1	都民住宅	17	
1	1	1	15	1	都民住宅	17	
1	1	1	16	1	都民住宅	17	
1	1	1	17	1	都民住宅	17	
1	1	1	18	1	都民住宅	17	
1	1	1	19	1	都民住宅	17	
1	1	1	20	1	都民住宅	17	
1	1	1	21	1	都民住宅	17	
1	1	1	22	1	都民住宅	17	
1	1	1	23	1	都民住宅	17	
1	1	1	24	1	都民住宅	17	
1	1	1	25	1	都民住宅	17	
1	1	1	26	1	都民住宅	17	
1	1	1	27	1	都民住宅	17	
1	1	1	28	1	都民住宅	17	
1	1	1	29	1	都民住宅	17	
1	1	1	30	1	都民住宅	17	
1	1	1	31	1	都民住宅	17	
1	1	1	32	1	都民住宅	17	
1	1	1	33	1	都民住宅	17	
1	1	1	34	1	都民住宅	17	
1	1	1	35	1	都民住宅	17	
1	1	1	36	1	都民住宅	17	
1	1	1	37	1	都民住宅	17	
1	1	1	38	1	都民住宅	17	
1	1	1	39	1	都民住宅	17	
1	1	1	40	1	都民住宅	17	
1	1	1	41	1	都民住宅	17	
1	1	1	42	1	都民住宅	17	
1	1	1	43	1	都民住宅	17	
1	1	1	44	1	都民住宅	17	
1	1	1	45	1	都民住宅	17	
1	1	1	46	1	都民住宅	17	
1	1	1	47	1	都民住宅	17	
1	1	1	48	1	都民住宅	17	
1	1	1	49	1	都民住宅	17	
1	1	1	50	1	都民住宅	17	
1	1	1	51	1	都民住宅	17	
1	1	1	52	1	都民住宅	17	
1	1	1	53	1	都民住宅	17	
1	1	1	54	1	都民住宅	17	
1	1	1	55	1	都民住宅	17	
1	1	1	56	1	都民住宅	17	
1	1	1	57	1	都民住宅	17	
1	1	1	58	1	都民住宅	17	
1	1	1	59	1	都民住宅	17	
1	1	1	60	1	都民住宅	17	
1	1	1	61	1	都民住宅	17	
1	1	1	62	1	都民住宅	17	
1	1	1	63	1	都民住宅	17	
1	1	1	64	1	都民住宅	17	
1	1	1	65	1	都民住宅	17	
1	1	1	66	1	都民住宅	17	
1	1	1	67	1	都民住宅	17	
1	1	1	68	1	都民住宅	17	
1	1	1	69	1	都民住宅	17	
1	1	1	70	1	都民住宅	17	
1	1	1	71	1	都民住宅	17	
1	1	1	72	1	都民住宅	17	
1	1	1	73	1	都民住宅	17	
1	1	1	74	1	都民住宅	17	
1	1	1	75	1	都民住宅	17	
1	1	1	76	1	都民住宅	17	
1	1	1	77	1	都民住宅	17	
1	1	1	78	1	都民住宅	17	
1	1	1	79	1	都民住宅	17	
1	1	1	80	1	都民住宅	17	
1	1	1	81	1	都民住宅	17	
1	1	1	82	1	都民住宅	17	
1	1	1	83	1	都民住宅	17	
1	1	1	84	1	都民住宅	17	
1	1	1	85	1	都民住宅	17	
1	1	1	86	1	都民住宅	17	
1	1	1	87	1	都民住宅	17	
1	1	1	88	1	都民住宅	17	
1	1	1	89	1	都民住宅	17	
1	1	1	90	1	都民住宅	17	
1	1	1	91	1	都民住宅	17	
1	1	1	92	1	都民住宅	17	
1	1	1	93	1	都民住宅	17	
1	1	1	94	1	都民住宅	17	
1	1	1	95	1	都民住宅	17	
1	1	1	96	1	都民住宅	17	
1	1	1	97	1	都民住宅	17	
1	1	1	98	1	都民住宅	17	
1	1	1	99	1	都民住宅	17	
1	1	1	100	1	都民住宅	17	

縮尺 1:15,000

高齢者、障害者、ひとり親世帯等で住宅に困っている方 のための制度

高齢者の方に

1 高齢者住宅（市営）

ひとり暮らし等の高齢者が、安心して自立した生活が送れるように配慮された集合住宅（シルバーピア住宅）として、3棟・45戸を管理しています。

（詳しくは、17ページの高齢者住宅の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

2 都営住宅

一般のあき家・新築の募集のほか、高齢者世帯向けのポイント方式による募集及びシルバーピア住宅の募集があります。

なお、単身者の方は、シルバーピア住宅・単身者向け住宅の募集があります。

（詳しくは、18ページの都営住宅の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3498 - 8894（都営募集代表）

市役所2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

3 都民住宅

申込のときに、一緒に住んでいる高齢者（親族）と申込みことができます。

（詳しくは、19ページの都民住宅の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3409 - 2244

4 UR賃貸住宅（旧公団住宅）

高齢者の方が安心して生活していただけるように設計に配慮した住宅があります。

問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構（募集販売本部）

UR賃貸募集案内係

3347 - 4375

（新宿区西新宿 6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー）

5 居住安定支援事業（高齢者）

民間の賃貸住宅に居住している者で、取り壊しにより転居を求められ、住宅に困窮し、緊急にその確保が必要と認められるひとり暮らし等の高齢者世帯に対して、家賃等を助成することにより住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。新規受付は、平成16年度までです。

問い合わせ先

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線 2224・2226

6 狛江市高齢者等世帯向け民間賃貸住宅登録事業

住まいを探すことが難しい高齢者世帯に対して、「東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部」と民間賃貸住宅所有者の協力を得て、入居可能な民間賃貸住宅を登録していたき市民に情報の提供をするものです。

なお、市民との具体的な賃貸借契約は、仲介を行う宅地建物取引業者をとおして直接所有者と行っていただくこととなります。

手続き

窓口で民間賃貸住宅の一覧をご覧になれます。

問い合わせ先

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線 2224・2226

7 高齢者のための入居支援事業

高齢者の方の賃貸住宅への入居を支援します。

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録・閲覧制度

高齢者であることを理由に入居を阻まない賃貸住宅を家主さんが登録しています。まずは登録簿をご覧ください。

登録簿の閲覧場所

東京都防災・建築まちづくりセンターのホームページに掲載しています。

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 4 ・ 2 2 2 6

登録の受付・問い合わせ先

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター

5 4 6 6 - 2 6 3 5

登録受付時間・問い合わせ受付時間

午前 9 時～午後 5 時(休日：日曜日、土曜日、祝日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日まで)

心身障害者世帯の方に

1 都営住宅

一般あき家・新築の募集のほか、心身障害者世帯及び車いす使用者世帯向けのポイント方式による募集があります。

(詳しくは、18 ページの都営住宅の欄をご覧ください。)

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3 4 9 8 - 8 8 9 4

市役所 2 階 産業生活課生活住宅係

3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 4 ・ 2 2 2 6

2 都民住宅

申込みときに一緒に住んでいる心身障害者（親族）の方と申込みことができます。

（詳しくは、19ページの都民住宅の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3409 - 4522

3 UR賃貸住宅（旧公団住宅）

障害者の方が安心して生活していただけるように配慮した住宅があります。

問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構（募集販売本部）

UR賃貸募集案内係

3347 - 4375

（新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー）

4 居住安定支援事業（障害者）

民間の賃貸住宅に居住している者で、取り壊しにより転居を求められ、住宅に困窮し、緊急にその確保が必要と認められる障害者世帯に対して、家賃等を助成することにより住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。新規受付は、平成16年度までです。

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

ひとり親世帯の方

1 都営住宅

一般のあき家・新築の募集のほかに、ひとり親向けのポイント方式による募集があります。

（詳しくは、18ページの都営住宅の欄をご覧ください。）

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター

3498 - 8894

市役所2階 産業生活課生活住宅係

3430 - 1111 内線2224・2226

2 居住安定支援事業(ひとり親)

民間の賃貸住宅に居住している者で、取り壊しにより転居を求められ、住宅に困窮し、緊急にその確保が必要と認められるひとり親家庭に対して、家賃等を助成することにより住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。新規受付は、平成16年度までです。

問い合わせ先

市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

単身者の方

1 都営住宅

募集対象は、都内に引き続き3年以上居住している50歳以上の方、または、身体障害者、生活保護受給者等です。

(詳しくは、18ページの都営住宅の欄をご覧ください。)

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター
3498-8894
市役所2階 産業生活課生活住宅係
3430-1111 内線2224・2226

2 公社住宅

一定額以上の継続的な収入がある単身者の方が申込できる住宅もあります。

問い合わせ先

東京都住宅供給公社募集センター
3409-2244
(渋谷区神宮前5-53-67コスモ青山3階)

3 UR賃貸住宅(旧公団住宅)

一定額以上の継続的な収入がある単身者の方が申込できる住宅もあります。

問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構(募集販売本部)
UR賃貸募集案内係
3347-4375
(新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー)

賃貸住宅経営者の方へ

住宅資金の助成

東京都

1 賃貸住宅改良工事助成

賃貸マンションの共用部分について、バリアフリー工事、エレベーター設置工事等を行う所有者に対して東京都が利子補給します。

問い合わせ先

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課

5 3 2 0 - 4 9 5 2

住宅金融公庫 東京支店 賃貸融資課

5 2 6 1 - 5 4 8 0

住宅等の相談

狛江市

1 市の無料相談

住まいに関わる様々な問題について、専門家が無料で相談に応じます。
(詳しくは、2ページの相談の欄をご覧ください。)

東京都

1 東京都不動産相談

不動産業者との取引に関する相談、宅地建物取引業者名簿の閲覧
(詳しくは、4ページの相談の欄をご覧ください。)

2 不動産取引の紛争相談

不動産業者が関与する不動産取引の紛争上の法律相談
(詳しくは、5ページの相談の欄をご覧ください。)

住宅にかかわる閲覧・届出など

閲覧

1 地価の閲覧

国土交通省・東京都が発表している公示価格・基準地価格と案内図を閲覧することができます。

閲覧場所・問い合わせ先

市役所 5階 整備課用地係

3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 5 5 3 ・ 2 5 5 4

2 登記簿の閲覧 謄・抄本の請求

狛江市内の土地・建物については、東京法務局府中支局で、閲覧・請求することができます。

閲覧場所・問い合わせ先

東京法務局府中支局（府中市新町 2 - 4 4）

0 4 2 - 3 3 5 - 4 7 5 3

3 相続路線価図の閲覧

土地の相続路線価図を閲覧することができます。

閲覧場所・問い合わせ先

武蔵府中税務署

0 4 2 - 3 6 2 - 4 7 1 1 （府中市本町 4 - 2）

4 建築計画概要書

建築確認申請書に関する図書のうち、建築物と敷地の関係を表示するものについて閲覧できます。

閲覧場所・問い合わせ先

東京多摩建築指導事務所 建築指導第一課（立川合同庁舎）

0 4 2 - 5 4 8 - 2 0 5 8 （立川市錦町 4 - 6 - 3）

届出・協議

1 土地の売買等の届出

市街化区域で2,000㎡以上の土地を売買等の契約をした買主は、国土利用計画法に基づき、契約締結後2週間以内に届出が必要です。また、道路・公園等の都市計画施設等が含まれる市街化区域で200㎡以上の土地、あるいは、市街化区域で5,000㎡以上の土地を有償で譲渡(売買等)しようとするときは、契約の3週間前までに「公有地の拡大の推進に関する法律」による事前の届出が必要です。

問い合わせ先

市役所5階 計画課都市計画係
3430-1111 内線2544

2 道路位置指定の届出

土地を建築敷地として利用するために新たに作る道路は、東京都多摩建築指導事務所に申請し、道路位置指定を受けなければ建築基準法の道路として認められません。

問い合わせ先

東京都多摩建築指導事務所
開発指導第二課 (府中合同庁舎)
042-364-2388 (府中市宮西町1-26)

3 住居番号付定の届出

住宅、事務所、駐車場等の住所を必要とする建物・工作物は、新築・新設の際に住居番号を付けるための届出が必要です。(建替えの場合も同様です。)完成時までに案内図・配置図・平面図(各階)を持参のうえ、届出をしてください。

注: マンション等の名称につきましては、狛江市以外の他区市町村の名称は避けるようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先

市役所2階 市民課窓口係
3430-1111 内線2291・2292

4 まちづくり条例に基づく手続き

良好な住環境の創出のため、一定規模以上の開発、建築や共同住宅の建築などを行うときは、届出等事前の手続きが必要です。

問い合わせ先

市役所 5階 計画課企画係

3430 - 1111 内線 2541・2542

5 農地転用等の届出

農地の転用をする場合は、農業委員会に農地転用届の提出が必要です。

問い合わせ先

市役所 2階 狛江市農業委員会

3430 - 1111 内線 2225

建築確認申請・建物に関する指導など

1 建築確認申請

家を建てる時、敷地・用途・建ぺい率・高さ(建物のつくる日影)などについて、制限がありますので、工事を始める前に建築主事の確認を受けることが必要です。

問い合わせ先

東京都多摩建築指導事務所

建築指導第一課(立川合同庁舎別館)

042 - 548 - 2058 (立川市錦町4 - 6 - 3)

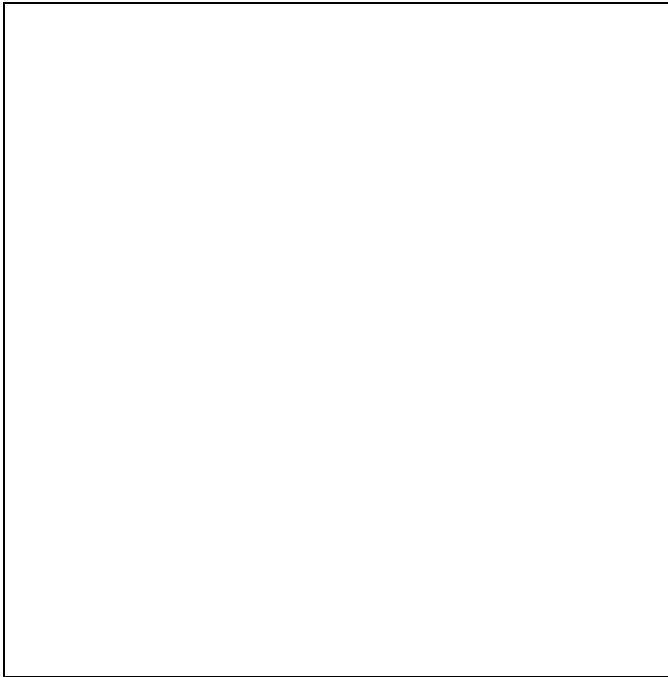
税金

1 住宅の購入や新築にかかわる税金

登録免許税	不動産に関する登記を行うときに納付する税金です。 問い合わせ先 東京法務局府中支局 住所 〒183 - 0052 府中市本町2 - 44 電話 042 - 335 - 4753 家屋証明の申請 市役所市民課窓口係 電話 03 - 3430 - 1111 内2291
不動産取得税	家屋の建築、土地や家屋の購入・贈与等で不動産を取得したときに課税されます。 問い合わせ先 府中都税事務所 住所 〒183 - 8549 府中市宮西町1 - 26 電話 042 - 364 - 2281
固定資産税・都市計画税	土地や家屋を所有していて、固定資産課税台帳に登録されている方が納めます。 問い合わせ先 市役所課税課固定資産税係 電話 03 - 3430 - 1111 内2267・2268・2269
所得税の住宅取得等特別控除	住宅ローン等を利用して、マイホームを新築及び購入した場合や、増改築等をした場合で、一定の要件にあてはまる時には、控除を受けることができます。 問い合わせ先 武蔵府中税務署 住所 〒183 - 8548 府中市本町4 - 2 電話 042 - 362 - 4711

狛江市を管轄する各事務所案内図

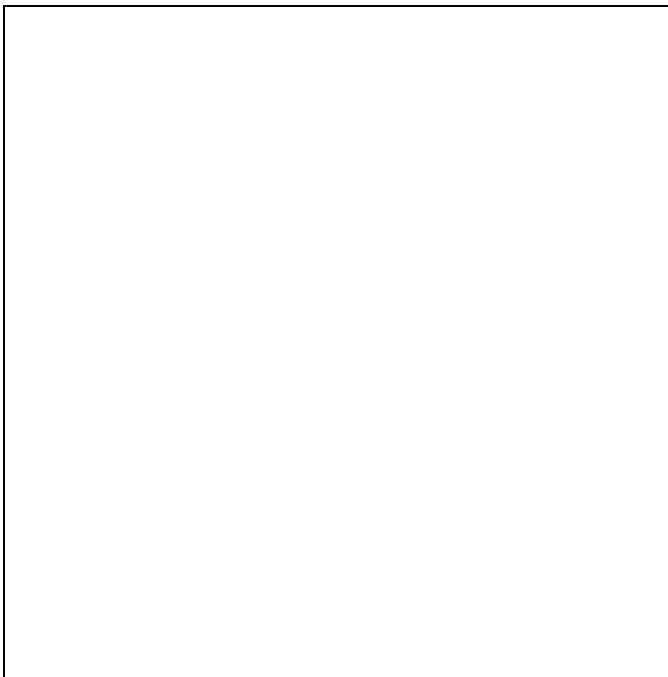
東京法務局府中支局



住所 〒183 - 0052
府中市新町2 - 44
電話 042 - 335 - 4753

京王線「府中駅」北口1番乗場から
学園通り経由武蔵小金井駅行き
「登記所前」下車

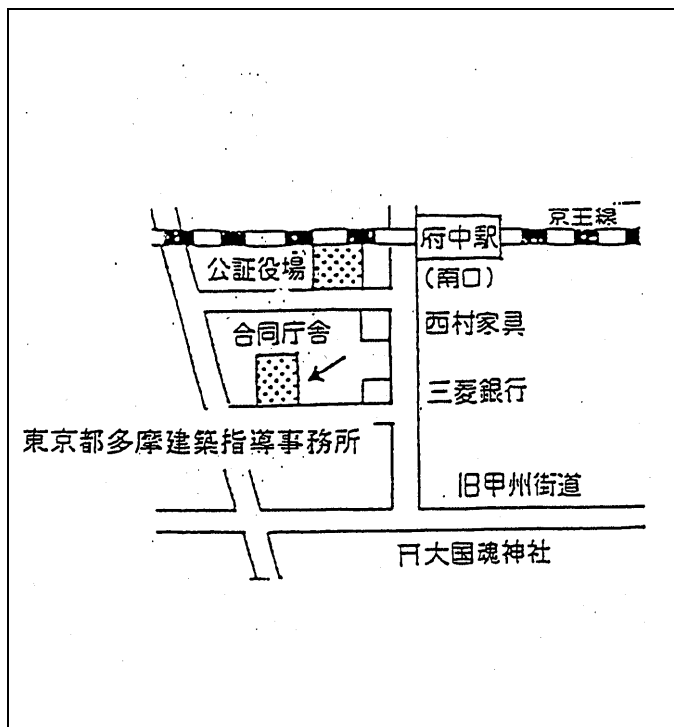
武蔵府中税務署



住所 〒183 - 8548
府中市本町4 - 2
電話 042 - 362 - 4711

京王線・JR南武線「分倍河原駅」
徒歩5分

府中都税事務所 府中合同庁舎内



住所 〒183-0022

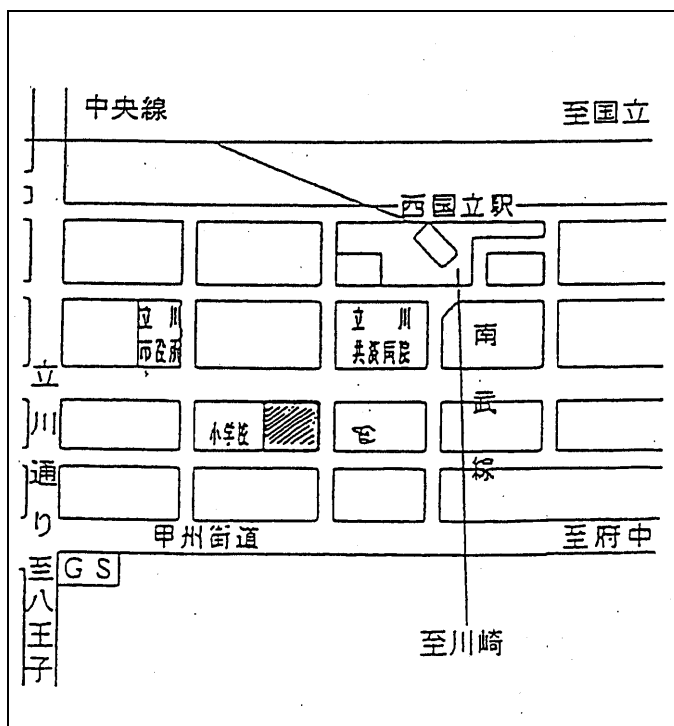
府中市宮西町1-26

電話 042-364-2281

京王線「府中駅」下車

徒歩5分

多摩建築指導事務所 立川合同庁舎別館



建築指導第一課)

- 建築の確認、許可、認定
- 違反建築物の取締り
- 建築物の建築に係る紛争の
予防、調整、相談

(管理課)

- 特殊建築物、建築設備定期報告
- 屋外広告物の許可

住所 〒190-0022

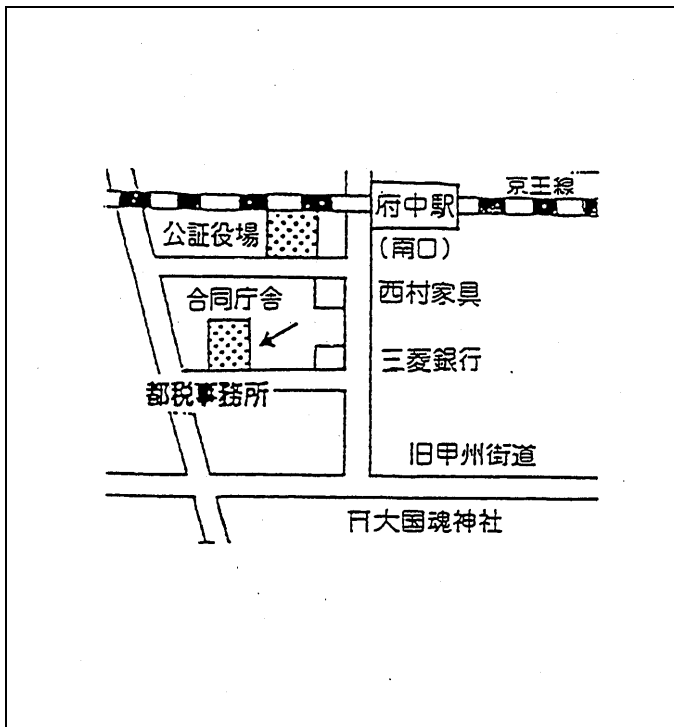
立川市錦町4-6-3

電話 042-548-2058

JR南武線「西国立駅」下車

徒歩5分

多摩建築指導事務所 府中合同庁舎内

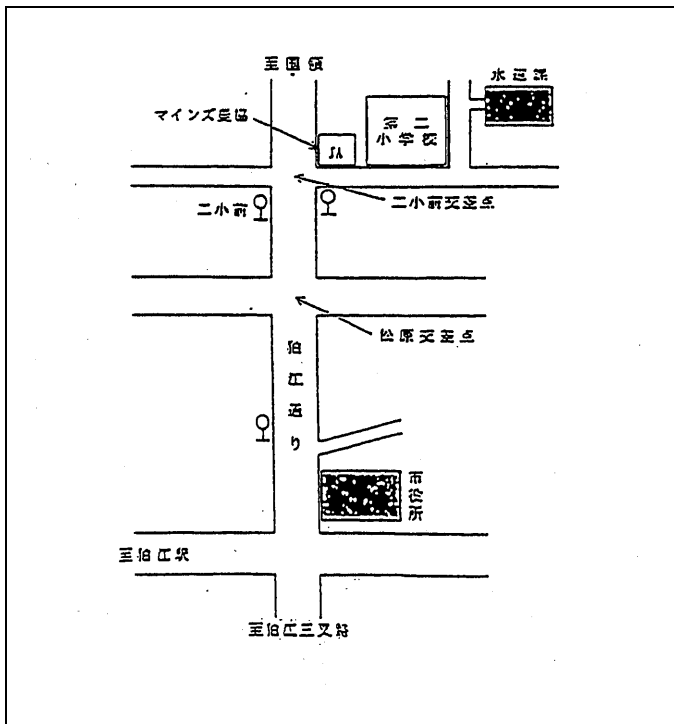


- (開発指導第二課)
- 開発行為等の許可
 - 宅地造成工事等の許可、届出の受付
 - 道路位置の指定、私道の廃止制限等

住所 〒183-0022
 府中市宮西町1-26
 電話 042-364-2281

京王線「府中駅」下車
 徒歩5分

狛江市水道課



住所 〒201-8790
 狛江市和泉本町4-6-1
 電話 03-3480-0201

登録番号
(刊行物番号)
H16-7

住宅ガイドブック2004

平成16年4月発行

編集・発行

狛江市市民部産業生活課 2階3番窓口

〒201-8585

狛江市和泉本町1-1-5

TEL 3430-1111 内線2224・2226

FAX 3430-6870